

「北方領土サポーター」制度のご案内

「北方領土サポーター」になりませんか？

北方領土の元島民の方々の高齢化が進んでおり、北方領土返還要求運動を次の世代へ引き継いでいくことが必要です。

北海道では、中高生など若い世代の人たちが、北方領土問題に興味や関心を持ち、返還要求運動に参加しやすい環境をつくるため、「北方領土サポーター」制度を創設しました。

「北方領土サポーター」ってなに？

北方領土問題への興味や関心を持ち、北方領土返還要求運動に積極的に関わりたい、応援したいという気持ちを持った道内の中学生・高校生に、活動の場を提供します！



「北方領土サポーター」ってなにをするの？

北海道などが行う啓発活動（署名など）に参加して、その様子をSNSなどで発信していただいたり、北方領土についての勉強会を行うなど、できる範囲で活動していただきます。

北海道

- ◎ 署名やイベントなどの啓発活動の情報を提供
- ◎ 啓発資料や資材を提供
- ◎ 勉強会へ講師を派遣
- ◎ サポーターが集まれる会議を開催
- ◎ 活動を社会貢献活動として認証 など

サポーター

- ◎ 署名活動やイベントへ参加
- ◎ SNSなどでイベントの様子などを発信
- ◎ 勉強会の実施 など



「北方領土サポーター」になるには

道内の中学校・高校に在学している方で、北方領土問題に興味や関心のある方なら、どなたでもなることができます。

北方領土サポーター登録申込書（裏面）を北海道庁へ提出してください。

◎お問い合わせ・申込先は…

北海道総務部北方領土対策本部（TEL 011-204-5069, FAX 011-232-1780）

詳しくは、北海道北方領土対策本部のHPをご覧ください

北方領土対策本部



北海道知事 様

下記のとおり、北方領土サポーターへの登録を申し込みます。

記

【登録内容】

氏名 (ふりがな)	()
学 校 名	
学 年	
生年月日 (年齢)	(平成・西暦) 年 月 日 (歳)
住 所	〒 -
電 話 番 号	() -
E-mail	
保護者の氏名	
保護者の住所	※保護者と居住地が違う場合は、ご記入ください。

【提出先】 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総務部北方領土対策本部

北方領土サポーター登録制度実施要領 (抜粋)

(目的)

第1条 この要領は、北方領土の元島民の高齢化が進み、北方領土返還要求運動の次世代への継承が急務となっている中、北方領土返還要求運動に若い世代の参加を拡大するとともに、運動を牽引していく人材の育成を図ることを目的に、北方領土サポーターの登録制度に関する必要な事項を定める。

(登録対象者)

第2条 北方領土サポーターの登録対象者は、北方領土返還要求運動に積極的に取り組む意欲のある道内の中学生及び高校生とする。

(活動内容)

第3条 北方領土サポーターは、次の活動を行う。

- (1) 道及び関係団体が行う啓発活動への参加
- (2) その他啓発活動の企画及び実施

(道の役割)

第4条 道は、北方領土サポーターが円滑に活動できるようにするため、次の役割を担う。

- (1) 道及び関係団体が行う啓発活動の予定及び実績に関する情報の提供
- (2) 北方領土に関する情報の提供
- (3) 北方領土サポーターの啓発活動への参加等に係る関係団体との調整
- (4) 北方領土サポーターとしての活動を社会貢献活動として認証

(登録期間)

第7条 北方領土サポーターの登録期間は、前条第1号の規定による登録の日から18歳に達する日の属する年度末までとする。

(登録の延長)

第8条 前条の規定にかかわらず、北方領土サポーターの登録期間は、24歳に達する日の属する年度末まで延長することができる。

2 登録期間の延長を希望する者は、その期間の満了日までに、北方領土サポーター登録期間延長申請書(様式4)を道に提出しなければならない。

3 前項の延長申請書に係る登録事務については、第6条の規定を準用する。

(登録の変更)

第9条 北方領土サポーターは、転居等により登録された内容に変更があった場合は、速やかに、北方領土サポーター登録内容変更届出書(様式5)を道に提出しなければならない。

(登録の削除)

第10条 道は、北方領土サポーターが次のいずれかに該当したときは、登録を削除する。

- (1) 第7条に規定する登録期間又は第8条の規定により延長された登録期間が満了したとき。
- (2) 北方領土サポーター登録削除申請書(様式6)が提出されたとき。
- (3) 道に著しく不利益を及ぼす行為のあったとき。

(社会貢献活動の認証)

第11条 道は、真摯かつ継続的に北方領土サポーターとして活動に取り組んだ者の進学、就職活動等を支援するため、申請により社会貢献活動の認証を行う。

2 認証の対象となる者は、次の全てに該当する者とする。

- (1) 北方領土サポーターの登録期間が1年以上であり、かつ、当該期間中に3回以上の北方領土サポーターとしての活動実績を有する者
- (2) 現に北方領土サポーターである者又は北方領土サポーターの登録が削除された日から3年以内の者

3~10 略